

認定NPO法人

「東三河後見センター」会報 第22号

平成24年12月12日発行

発行者：認定NPO法人東三河後見センター TEL (0533) 80-2707

定款変更を愛知県が認証

市民後見人の養成・支援などを事業として追加

定款変更是、3事業削除、1事業修正、2事業追加

今年5月の総会で決議した定款変更が10月に愛知県より認証され、変更登記を終了しました。変更は定款第5条の「事業」で、変更の目的は、成年後見制度関係以外の事業を削除して、利益相反の懸念をもたれないようにすることと、市民後見人関係の事業を明記すること、の2点です。

削除したのは、「福祉サービス利用援助事業」、「居宅介護支援事業」、「第三者評価事業」の3つ、修正は「後見監督人への就任」を「後見、保佐、補助監督人及び任意後見監督人への就任」と修正。追加は、「市民後見人の養成・支援・指導」と「成年後見関係機関との連携・協働」の2点で、その他は従来どおりで変更はありません。

NPO法人東三河後見センターの前身「後見制度を考える会」では6年前の平成18年5月に発行した会報で、立ち上げる予定のNPO法人のコンセプトとして「市民が作り支える、高齢者と障害者の権利擁護のセーフティネット」と発表しています。その翌年にNPO法人東三河後見センターが設立されました。当初の中心メンバーは専門職ばかりでしたが、自分たちを「市民専門職」と位置づけ、判断能力が不十分な方に寄り添って常に利用者の立場で考え方行動し、専門力にならないよう心がけてきました。本当は一般市民が活動に加わること望ましかったのですが、それにはもう少し時間がかかりました。

市民後見人の活動が始まった

平成22年度からいよいよ市民後見人養成研修を開始し31名が受講、2年がかりで26名が修了し、そのうち18名が市民後見人を希望して名簿登録し、今年4月には家庭裁判所にも市民後見人名簿を提出しました。いよいよ活動開始です。

当面は、東三河後見センターが受任した法人後見の事務担当者を市民後見人が担い、従来の専門職が市民後見人を支援・指導・点検するという形です。12月10日現在、6人の市民後見人が、合計16人の成年被後見人等の事務担当者として活動しています。16人の内訳は次のとおりです。このうち新規の受任は2人、引継いでから死亡した方が1人います。

種類	後見	保佐	補助	合計
認知症高齢者	7人	1人		8人
知的障害者	7人		1人	8人
精神障害者				
合計	14人	1人	1人	16人

市民後見人の皆さんのが今後、市民としての良識を失わずに、後見人としての知識と技術を併せ持つよう、東三河後見センターとして総力を挙げて取り組む覚悟です。

任意後見監督人を初めて受任

これまで法定後見ばかりでしたが、今年8月に初めて任意後見監督人を受任しました。^倉ながら11月にご本人がお亡くなりになりました。詳しくは会報2ページをご覧ください。

(代表理事 長谷川卓也)

任意後見監督人を経験して

一任意後見制度について考える一

精神保健福祉士 飯星睦生

東三河後見センターに勤めてから半年が経ちました。右も左も分からぬ2か月目に先輩も経験したことのない任意後見監督人を担当しました。

事例について

夫を亡くし、独り暮らしをしていた女性の事例で、下記のような経過であります。家が傷んでいると優しく声を掛けてくれたリホーム業者を信じ、次々とリホームを強いられて財産の多くを失うという、いわゆるリホーム詐欺に遇いました。更に、お金を取り戻してくれるという詐欺にも遇いました。高齢になり認知症状も出てきて、このままでは独りでの暮らしが難しくなると、地域包括から勧めがあり公正証書を作り、任意後見契約を行ないました。しかし、契約から4年が経っていて、任意後見受任者は本人が途中で契約を止めたと思っていました。銀行でお金が下せなくなり、入院費を払えずに困っていた時、病院の相談員から後見人を付けてはどうかとの助言があり、東三河後見センターに紹介がありました。法定後見人の申し立てに必要な、登記されてない証明を東京法務局に請求したところ、既に任意後見の登記されていることが分かり、急いで任意後見人に効力を生じさせるために任意後見監督人の申し立てをすることになりました。それまでの関わりもあったので東三河後見センターが任意後見監督人を受任することになり、私が担当をして、任意後見人の監督することになった次第です。

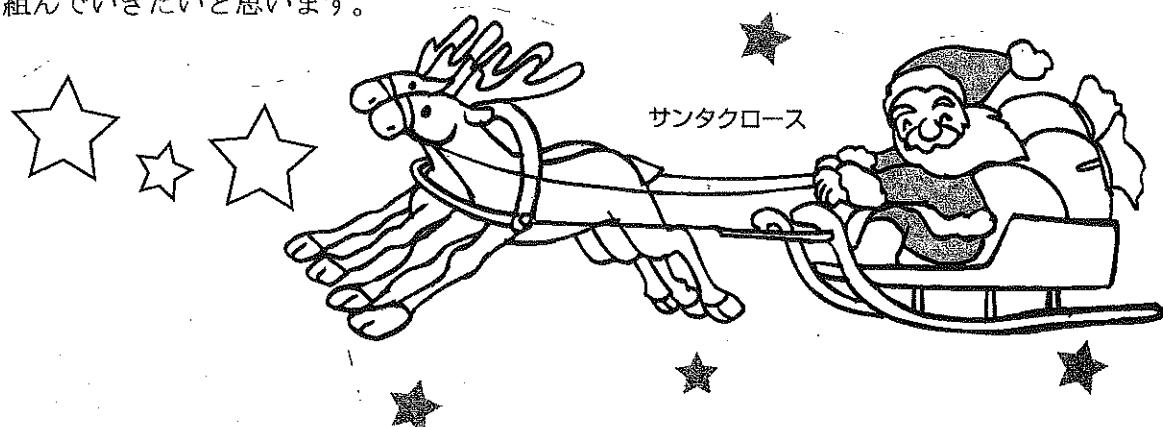
しかし、残念ながら3か月後にご本人がお亡くなりになり、短時間の活動で終わりました。

任意後見制度とは

この機会に任意後見制度について触れたいと思います。任意後見制度は平成12年にできた制度で、安心した老後を過ごすために、判断能力があるうちに自分の将来を決めておく自己決定権を尊重した制度です。高齢化にともない認知症の人が増えている昨今には必要な制度であると思います。任意後見契約には、将来型、即効型、移行型の3類型があり、最も多いのは移行型ですが、判断能力のある時に信頼できる人に自分の財産管理や身上監護の契約を結び、判断能力が不十分になった時に利用するという将来型が任意後見の本来の形だと思います。任意後見人に効力が生じた時に権限を越えないように家庭裁判所が任意後見監督人を選任して守ってくれるのです。

今後について

このように責任のある任意後見監督人を東三河後見センターが受任し、図らずも新人の私が担当してしまいましたが、東三河後見センターでは法定後見だけでなく任意後見にも力を入れていきます。私も、今回このような貴重な経験をすることができ、任意後見について今後も積極的に取り組んでいきたいと思います。



後見センター ケースファイル報告 - 7 -

「特別障害給付金」の支給決定

市民後見人 田中 義人

市民後見人としての活動スタート：市民後見人養成研修を修了し、続いて、福住幸子様のご指導のもと8回のOJTを終えた。次いで、OJTで面談した特養入居・後見類型ではあるが、心身の状態が安定し問題が少ないと考える92歳女性を担当することになり、6月7日に引継ぎを完了した。

ペーパー社会保険労務士の私：市民後見人活動の中で、ペーパー社労士の私でも、何か役立つがあればと思っていた矢先、6月19日に事務所で福住さんと事務打合等を行なっていた時、生田暁美様から、後見担当のA氏に関して相談を受けた。20代の学生時代に発症、現在、58歳、精神疾患で入院中。当人の国民年金保険料は、父親（故人）が長年に亘り納入。障害・老齢年金等の受給は可能か。今後の心身にベターな環境を考え、グループホーム等への転居を思案しているが、経済的な裏付けが必要との由。

6月25日、生田さんの電話で追加情報。本人の資産等や現在の病状は理解できたが、初診日要件や保険料納付要件については不明。生田さん所持の関連資料を逐次点検・調査することが必要。

少々乱暴な話しだが、翌々日27日の午前、年金事務所で、関連資料一式持参の上、相談することとした。予め、考えうる場面を想定し、要件・効果を点検して、当日に臨んだ。

生田さんの相談員への説明と問答を拝聴し、関連資料を検分し、障害基礎年金等の可能性はなく、「特別障害給付金」支給申請を行うしかないと判断した。なお、老齢基礎年金受給資格期間25年は、長い学生時代の任意加入期間が合算対象期間となり、現時点で既に充足していることが判明。

特別障害給付金制度：国民年金に任意加入していない、障害基礎年金等を受給していない障害者に、福祉的措置として、平成17年4月に施行。支給の対象者は、1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生、2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していないかった期間内に初診日がある者に限られる。

A氏の支給申請の要件は充足できるか：3年前に逝去したA氏の唯一の親族である父の申し立てにより、ご逝去の2ヶ月前には、当法人によるA氏の後見が開始された。A氏は、大学在学中の最終学年12月に急性精神病状態になり家出、警察に保護される。2月には関西地区の病院に入院。その後、県内公立病院初入院、平成8年から長期入院中（総合失調症）。大学卒業後、就労経験はなく、国民年金の加入は、県内公立病院初入院から5年以降。この要件では、障害年金の受給の可能性は皆無と考える。父が社会保険事務所へ何度も相談に行ったが徒労におわったとの由。

A氏の場合、当法人が後見の申立を行っており、本人に関する照会書（記入者・父）や診断書があり、また幸いにも、30年前の県内公立病院初入院以来、通院しており、診療記録も実在。そこで、2年前、生田さんは、特別障害給付金の支給請求を検討、年金事務所と相談し、尽力されたが、初診が30余年も前で、物証等の取得に難渋し、申請には至らなかった。

今回、相談を受け、申請に必要な書類・資料を確認・検討。発症から現在に至る「病歴等申立書」の合理的な資料等と整合性ある構築を念頭に、生田さんのものに加え追加資料の収集を行った。

大学の教務・学生課・同窓会事務局へ関連資料請求、高等学校同窓会への依頼、父親の勤務先S会社健康保険組合への療養記録の提供依頼、初診日当時の状況を把握している複数の第三者の証言、等等。その結果、「病歴等」の無理のない申立が可能になった。8月4日、生田さんが年金事務所相談窓口で詳細に説明し、申請書類提出。9月14日、支給決定。月額は障害基礎年金の6割、申請の翌月から支給ではあるが、A氏に少しでも役立てばと、関係者一同、嬉しい気分を味わった。

障害基礎年金の受給者は170万人、うち20歳前障害が51%。それに比して、特別障害給付金支給件数は、平成17年4月～24年8月までの累計で9,200人、うち学生が54%、最近の学生の採択は全国で月4人程度と僅少であり、関係者への周知も低いと思えた。

会員さん紹介

社会福祉・介護支援専門員 杉浦 巍

始めまして、杉浦 巍と申します。

まだ入会して僅か2ヶ月も経っておりません。10月17日に開催された学習会において入会しました。

そのときの講師の社会保険労務士 中島先生のお話は今でも情熱ある言葉と共に記憶に新しいです。また参加されている方々の眼差しも真剣そのもので講師のお話に耳を傾けておられ、「自分もしっかりと学んでいきたい」と思いを強くしました。

私自身のことを言いますと、医療（リハビリ）、知的障害者施設、高齢者福祉施設の場で働いてきましたが、その中で実感してきたことは、ご本人の中での家族への「繋がってみたい」という思いと、ご家族側の思いとの間に隔たりがあることでした。

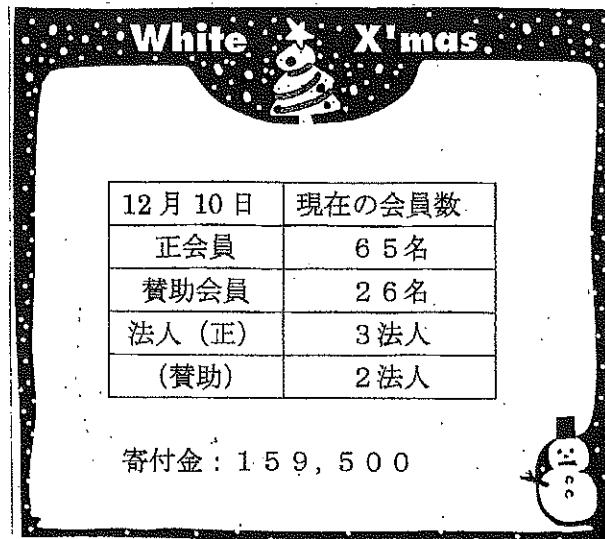
ただその中であまり表に出ないところで、お金（財産）を通じて、親子関係の一つの形が保たれている場合も少なくないという現実も感じてきました。

それを悪いこととは思いません。親は自分の財産をこれから先ある子や孫に役立ててもらいたいという気持ちは純粋なものと思います。ただそこに一つの線引きが必要だと思います。本人自身の生活を少しでも快適に送るための必要十分を守らなくてはいけないと思います。

私自身のことに戻りますが、特別養護老人ホームに働いていた時ですが、措置制度の頃からでしたので、入所されている方々の年金は殆ど管理させてもらっていました。生活は施設の中で殆ど完結しており、あまり積極的に消費する場面がありませんでした。例えば、知的障害のある方は要望を口にすることができないので自ずと障害者年金が貯蓄されていき数百万円となって見える方、またある方は、以前住んでいたアパート管理者がなぜか年金を管理しており自称「後見人」と名乗り勝手な支出をしているような状況が続いていた方、たまにあるのはご家族が来所され、ご本人の貯蓄からまとまったお金を借りたいと要求されるなどなど、その方の年金、財産を巡って様々な場面を経験しました。

こういう経験の中で、本人にとってのより良い人生（生活）を支える為に、年金や財産をしっかりと見つめる第三者の目が必要だと感じてきました。

今後、家族の誰かというより、公的な第三者が必要とされるのは間違いないと感じ、成年後見制度を自身にかかることとしても学んでいきたい、また成年後見人として活躍したいと思い入会させていただきました。今後ともぜひ宜しくお願ひ致します。



[REDACTED]

平成24年も残すところあとわずかとなりました。今年もさまざまな出来事に心を痛め、感動をし、日々の生活のあり様に疑問を持つつ的一年でした。

当法人も会員の皆さまのご支援に支えられ6年目を迎えようとしています。来年も変わらぬご支援をよろしくお願いいたします。

成年後見だより

発行 認定NPO法人東三河後見センター 市民活動委員会

★平成24年度 成年後見講座のご案内★

平成23年度成年後見講座は10回開催し、延べ参加人数が200名を越える盛況でした。今年度も引き続き成年後見制度の普及・啓発を目的とする定期的な学習会として開催しています。毎回、講義の後に30分～40分間、成年後見制度全般のフリーディスカッションの時間を設け、参加者からの疑問や質問にお答えしたり、参加者どうしの意見交換、あるいは事例検討等を行なう予定です。お気軽に質問や困りごとをお持ち寄りください。

開催日時、場所、参加費等は次のとおりです。

- 開催日時：毎月第3水曜日 19:00～20:50（12月、3月はお休みです）
- ★ 場所：ウィズ豊川（豊川市社会福祉会館）
- ★ 参加費：非会員は1人1回500円（東三河後見センター会員は無料）
- ★ 事前の参加申し込みは不要です。

<開催予定>

日 時	学習会のテーマ・内容等
平成25年 1月16日（水） 19:00～20:50	テーマ：豊川市成年後見支援センターの現状と課題 講師：豊川市成年後見支援センター 西山 登 氏 内容 設立から1年経過した成年後見支援センターの現況をお話しして頂きます。相談内容など、事例もお話し頂く予定となっています。
平成25年 2月20日（水） 19:00～20:50	テーマ：成年後見制度利用と市民後見人の状況について 講師：認定NPO法人 東三河後見センター代表理事 長谷川 卓也 氏 内容 成年後見制度の動向や活動を始めた市民後見人の現況をお話しして頂く予定となっています。フリーディスカッションでは今年度の学習会について、今後の市民活動委員会について、ご意見を伺う時間を設けさせて頂きます。

●主 催 認定NPO法人東三河後見センター市民活動委員会

<成年後見講座及び成年後見制度利用に関する相談・問合せ先>

認定NPO法人東三河後見センター

住所：豊川市豊川町辺通4の4 豊川商工会議所3階

電話：0533-80-2707 FAX：0533-80-2708

*相談は無料です。



市民活動委員会活動報告

9月19日 (水)

～老齢年金制度について～

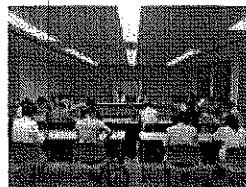
講師 豊川年金事務所副所長 宮澤 孝之 氏

参加者24名

＜学習会の内容＞老齢年金・遺族年金について基本的な制度を分かりやすく説明して頂きました。また、公的年金制度の意義や役割についてもお話しして頂きました。

＜参加者の感想＞

- ・現在、年金を受給しているため、計算方法等とても参考になりました。
- ・年金ネットについて関心を持ちました。一度確認したいです。



10月17日 (水)

～障害者年金制度について～

参加者26名

講師 オフィスNAKAJIMA 社会保険労務士 中島 由恵 氏



＜学習会の内容＞
障害年金の概要から年金を受けるための条件、申請の仕方まで、事例を交えながら分かりやすく説明をして頂きました。

＜参加者の感想＞

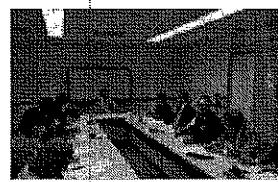
- ・年金のスペシャリストと伺っていましたが、本当によく勉強されていて良い時間を過ごせました。
- ・大変分かりやすく、「制度は知っている人だけのもの」という言葉が印象に残りました。

11月21日 (水)

～生活保護法について～

参加者15名

講師 豊川市福祉課 査察指導員 中村 康 氏



＜学習会の内容＞豊川市の生活保護の動向を交えながら生活保護制度の説明をして頂きました。基本的な理念、原理・原則から始まって、実際の細かな要件などの話をして頂きました。現在の社会状況において、保護担当職員の苦労話も聞かせて頂くことができました。

＜参加者の感想＞

* 生活保護制度の中で就労意欲の見極めとケースワーカーの指導が大切であり今後の大きな課題と思いました。

* 生活保護の実態の話が聞けて良かったです。

※第2回 豊見交換会
WAM 豊川市医療機器